

# 設備信託について

神戸 奎四郎

## はじめに

信託銀行は、信託の法理にもとづく各種の仕組みを考案し、信託業の発展に資するよう心掛けているが、産業活動の分野においても、企業の設備投資を行なう場合の金融に、信託方式をとり入れている。この分野における信託の応用としては、担保付社債信託があるが、それとは別に、個別の設備物件に直結した金融方式として、ここに設備信託と称する業務を実施している。

設備信託という用語は、信託業界においても成熟した用語となっているわけではなく、むしろ個々の信託の対象となる設備物件により、車輛信託とか、船舶信託とか、あるいは建物信託等と呼ぶ場合が多いが、それらはいずれも信託の仕組みにおいては同一の原理によるものであり、設備金融を目的とする点で共通するところから、これらを総称するため、ここに設備信託と呼ぶものである。(従ってこの場合の「設備」とは、「設備資本」「設備投資」「設備金融」等という場合における設備の意味であり、企業の事業用設備一般を指す。)

本学会において、設備信託について敢えて報告を試みる趣旨は、設備信託が信託法理の一つの活用形態として、特殊な性格をもつものであると考えるので、その仕組みについて紹介し、御参考に供することが有意義であろうと考え、且つまた、本学会員各位の御専門の法律家としての御立場から、御批判ないし御意見を賜わることができれば、報告者をはじめ、設備信託業務に関連を持つものにとって、裨益されるところ少なからぬものがあるろうと考えたからにほかならない。

## 1 設備信託の意義・目的

設備信託とは、企業が事業用設備を長期割賦により購入しようとする場合、設備の製造業者（乃至販売会社、以下同じ）がその設備を信託銀行に信託し、受託者たる信託銀行がこの信託財産を、割賦金額およびその金利を賃貸料として、使用者たる企業に賃貸し、事業の用に供せしめるとともに、賃貸の終了時において、使用者に最終的に購入せしめることを目的とするものである。より詳細に述べれば、設備信託方式により、自己の事業用設備を調達しようとする意図する企業は、まず当該設備の製造について、製造業者との間に製造契約を締結し、その仕様・製造期間・価額等について取り決める。次に、これにもとづいて、製造業者、使用企業と信託銀行の間に、当該設備を設備信託とすることについて基本協定を締結する。しかる後、一定の製造期間を経て設備が完成後、製造業者を委託者とし、信託銀行との間に設備信託契約が締結され、信託財産たる設備の所有権は信託銀行に移転する。信託の受託者たる信託銀行は、当該設備の使用者たる企業との間に賃貸借契約を締結し、企業が賃借使用することとなるとともに、賃貸借の終了時における賃借人たる企業による当該設備の買取りを契約時に約定する。

このように広義の意味での設備信託は、その仕組み上、基本協定・設備信託契約・賃貸借契約の三契約によって構成され、製造業者と使用企業との間に、信託の受託者としての信託銀行が介在することとなる。一方、信託銀行は信託財産の賃貸によって得られる賃貸料を使用者より取立てることとなるが、この場合の賃貸料は、設備価格の割賦代金および金利によって算定される。このようにして取立てられた賃貸料は、信託の受益者に受託者の信託報酬差引きの上支払われることとなる。もし万一、使用者たる企業に何らかの事情が発生して、賃貸料の支払い遅滞ないし支払不能が生じた時は、賃貸借契約により賃借人の買取義務が生じ、預金との相殺や保証人ある場合の保証債務の履行がなされる運びとなるが、これらによることができないときは、信託財産たる設備を使用者より取戻し、任意に処分し、賃借料（割賦代金未払残債務）の弁済に充当することとなる。このように、信託された設備は、割賦代金の担保としての役割を果す。設備信託の受益者はこのようにして担保された信託の受益権を享受する

こととなる。

設備信託はこのようにして、設備の使用者に対し延払いの形による設備調達を可能ならしめるとともに、設備の製造業者に対し、信託の受託者の延払い債権の管理による利益を享受せしめることとなる。さらに進んで、設備信託の受益権は、受託者の承諾を得て、銀行借入の担保に供することも可能であり、また機関投資家に残存元本（未収割賦代金）を対価として譲渡し、未収代金を回収することが可能である。設備信託が、企業設備の金融方式の一つとされるのは、通常、この受益権の譲渡による機関投資家からの資金調達機能を指している。

設備信託を企業の設備金融の一方式としてとらえた場合、銀行借入・社債発行・ファイナンス・リース等の他の資金調達と比較してみると、設備の物件に直結して、これを賃借する形式により割賦代金の延払いを行なうという点で、ファイナンス・リースに最も近似するものと言える。しかしファイナンス・リースが、原則として設備物件の所有権をあくまでもリース会社にとどめ、リース期間終了後は再リースしない限り、使用者からリース会社にリース物件の返還が行なわれるのに対し、設備信託においては、賃貸借期間の終了とともに、使用者による買取義務が発生し、最終的に使用者に物件の所有権が帰属することとなる点に基本的な相違がある。この相違点が端的に両方式の会計処理および税務上の相違となって現れる。すなわち、リース方式においてはリース物件が使用者の所有物とならない以上、会計上その固定資産として計上されないのに対し、設備信託においては、製造業者等の委託者が設備物件を信託した時点において売買が成立したものとみなし、製造業者等の委託者は（売上高）販売利益ならびに未収入金額を計上するとともに、使用者たる企業は、信託物件を自己の固定資産に計上し、未払債務を計上する。信託後、使用者が受託者に支払う賃借料のうち、当該賃借物件の固定資産としての減価償却費に見合う部分は、税務会計上減価償却とみなされる（昭和37年6月19日直審（法）三 国税庁長官通達「信託車りよう等に関する法人税の取扱について」）。なお固定資産税についても地方税法に、信託の引受けをした償却資産については、「他の者に譲渡すること

を条件として賃貸している場合、賃借人を所有者とみなして課税する」旨の明文の規定がある（地方税法第343条第8項）。これらの取扱いはすべて、設備信託においては、ファイナンス・リースと異なり、最終的に賃借人が物件を購入することとなるところから、これを実態上設備の割賦販売とみなすことに由来するものである。以上に見たように設備信託は、設備の所有権を受託者に帰属せしめることによって、委託者が割賦販売した設備の代金債権の担保としての機能を果さしめるとともに、受託者をして代金債権の取立・管理をなさしめ、且つ、その受益権を受託者の介在のもとに第三者（機関投資家）に譲渡して、早期に代金を回収することを可能ならしめる制度である。

## 2 設備信託契約の内容

設備信託が、基本協定・信託契約・賃貸借契約の三契約によって構成されるものであることは既に述べた通りであるが、それぞれの契約について要点を述べれば、次のとおりである（契約条項については末尾書式参照）。

### (1) 基本協定

設備信託の委託者となる設備の製造業者と使用者と信託銀行の三者間に締結される契約であり、製造業者が使用者たる企業の事業の用に供するため、使用者の指定する仕様に従って設備を製造するにあたり、設備信託方式を利用するについて、三者が基本的に合意する旨を協定するものである。設備の製造は通常一定の製造期間を要するが、設備の完成後、製造業者は設備を信託銀行に信託すること、また信託銀行はこれを使用者に対し、最終的に売却することを条件に賃貸することについての合意を行なうことに、本協定の意義がある。

さらに、「設備信託契約」は製造業者と信託銀行を当事者とし、「賃貸借契約」は信託銀行と使用者とを当事者とするもので、この両契約はそれぞれ当事者を異にするが、両契約は、合わせて一体をなすものであるところから、両契約にまたがって合意を要する事項について本基本協定において規定される。その代表的なものは、賃貸借契約における賃貸人の瑕疵担保責任を、信託契約における委託者の製造業者が負担することを規定している点である（第4条）。す

## 設備信託について

なわち、通常の賃貸借契約においては、有償契約として賃貸人に瑕疵担保責任があるが（民法559条, 570条）、設備信託における賃貸借契約においては、特約により貸主たる信託銀行の担保責任が免除され、製造業者がこの責任を負うことについて規定する。なお、この際の製造業者の責任負担は、賃貸人が負った瑕疵担保責任を製造業者が債務引受するという性質のものではなく、賃貸人は当初から担保責任を免除され、製造業者が別に負担する。この規定は、ファイナンス・リース契約における賃貸人が、特約により瑕疵担保責任を免除されているのと同じ性質のものであり、信義則に反しない以上、この特約は有効と解される（昭和50年6月「リース標準契約に関する調査研究報告書」機械工業経済研究所報告書49—21,10頁）。判例もリースの場合についてはこれを有効としている（大阪地裁昭和51年3月26日判決）。同判決理由によればリース契約は「貸主と借主との間の賃貸借という法形態をとりながらも、その実質においては借主が売主から目的物件を取得して使用収益するため、貸主がその中間に立って、経済的に借主に金融的の便宜を供与するものである」とし、「借主から売主に対しても、瑕疵担保責任追及の道が残されているところであり、貸主に瑕疵担保責任を免責する規定をもって一方的に苛酷でこれを無効ということはできない。」（金融法務事情811号, 昭和52・2・5, 17頁より引用）としているが、この点は設備信託については、借主の製造業者に対する損害賠償請求権が、両者間の製造契約において約定されることを前提としているので、問題はない。なお、設備信託については、いまだ訴訟事件は1件も生じておらない。

### (2) 信託契約

設備信託契約は、製造業者が使用者から発注を受けた設備物件の完成後、基本協定に従って、ただちに信託銀行に信託するに際し信託銀行との間に締結する契約であって、その信託目的は、信託契約上は、単に受託者による信託財産の管理処分等と表現されるが（第1条）、ここにいう信託財産の管理処分の内容は、具体的には①受託者による信託財産の使用者（＝発注者）への最終的売却を条件とする賃貸借契約の締結、②賃貸債権の行使、③債権保全のため必要と認められた時の賃貸借契約の解除による設備物件の取戻しと、他への賃貸ないし売

却である（第4条）。

設備信託の経済的機能上の重要な契約事項として、受託者による受益権証書の発行が規定される（第2条）。そもそも信託の受益権は、信託財産の元本並びに収益に対する給付請求権を基本とするものであるが（四宮・信託法28頁ほか）、設備信託における受益権の対象となる信託の元本は、設備自体・その売却代金（最終時及び期間中）・賃貸料中設備の売却代金に相当する部分・損害保険金等設備の代償として取得した財産であり、信託収益は、賃貸料中の延払い金利部分・その他の信託財産から生ずる利益（たとえば信託財産に属する余裕金を受益者に交付するまでの間、信託契約の定める範囲内の方法により運用したことによって生ずる収益）であることが、信託契約上に明記される（第7条）。すなわち正常に賃貸料が支払われる限りにおいては、設備信託の受益権は、主として賃貸料の給付および最終時における割賦残存額相当価格による売却代金の給付を受けることを内容とするものである。したがって設備信託の受益権証書は、このような内容をもつ受益権を表象するものであって、当初受益者たる設備の製造業者に交付されるが、受益者は信託契約の定めるところに従い、受託者の承諾を得て他へ質入または譲渡することができる（第3条）。設備信託の受益権は分割が可能であり（この場合、分割後の受益権にかかわる最終信託財産交付日を、一様としない場合もあり得る旨、信託契約に規定されている（第3条1））、受益権証書も、これに伴って分割することが可能な旨規定されるので（第2条2）、複数の他者へ譲渡することもできる。このような規定にもとづいて、設備信託の受益権の当初受益者から機関投資家等への譲渡が容易となり、設備信託の金融機能が実現することとなるのである。

信託財産の当初価格は、設備信託の本旨より、設備物件の売買価格が基礎となるが、設備物件が賃貸債権の担保としての機能を営むことから、債権行使の確実を期する意図をもって、信託価額を使用者の信用力ないし物件の換価性に応じて、売買価格の一定割合以内に抑え、差額については、頭金等の形式により別途支払われる等の措置を講ずる場合もある。

信託された設備については、信託財産である旨の登記登録および表示を付す

## 設備信託について

る旨が契約上規定される（第6条）。この規定は、設備信託の信託財産は、その信託目的により使用者に賃貸されるが、そのままでは使用者の他の財産と区別することが困難となり、表見的には使用者の固有財産と看做される虞れもあるので、当該設備が信託銀行が受託した設備信託の信託財産であることを第三者に公示し、所有権が信託銀行によって留保されていることを明らかにし、これをもって賃貸料金債権の回収のため、当該財産を受託者が取戻す等の必要の生じた場合使用者に対する他の債権者による当該設備の差押え等の排除を可能ならしめようとする趣旨である。信託法第三条は、登記または登録すべき財産権（不動産・船舶等の所有権）、および有価証券について、信託財産である旨の第三者に対する対抗要件を規定しているが、登記登録制度のない動産設備についての信託の公示方法について定めがない。このような財産については、通説では原則として、信託の公示なしに、信託財産であることを善意の第三者にも対抗しうるものと解している（四宮・前掲書66頁ほか）。しかし実務上は、支障をなるべく回避する目的で、何らかの方法により、第三者に対して信託財産である旨を明認しうる措置をとることが必要である。このような場合の信託表示は、通常、当該設備動産等の人目につき易い箇所に、見え易い形状のプレートを取付け、たとえば「三井信託銀行信託財産」等の文字を記載することにより行なわれている。なお、信託の登記登録および表示の機能は、一般的には、財産権が信託によって受託者に移転するにもかかわらず、信託財産を受託者の固有財産と区別し、第三者に対して信託財産の独立性（受託者の相続財産に属さない〈信託法15条〉）、受託者の債権者は信託財産に対し強制執行または競売を行なうことができない〈信託法16条〉など）を受託者が主張することを可能にする点にある。設備信託においても同様の機能があるのは勿論であるが、設備信託の受託者は信託銀行であり、そのような意味での信託の登記登録ないし表示をする実益は乏しい。したがって設備信託における信託公示の意義は、主として前述のごとく信託設備の使用者の固有財産など他の使用財産との識別にある。設備信託のように信託財産を他に賃貸する信託ではなくて、単に受託者の手許にとどめて管理する信託にあっては、受託者が信託銀行の場合、信託公示は既述のとおり実益

に乏しいので、実務の便宜上、その信託の委託者・受託者の合意により、信託公示の省略が往々にして行なわれるが、設備信託においては、その性質上、このような信託公示の省略の合意は、原則として行なわれず、必ず信託の登記登録ないし表示を行なうのを建前としている。

信託の期間は、設備物件の賃貸期間と一致して定められる。また、信託契約は目的達成による期前終了を除き原則として信託期間中に解除することができない(第14条)。ただし、賃借人の倒産や、信託設備の滅失など何らかの事情で信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難と認めた場合は、受託者は信託契約を解除できる。この場合、受託者は信託元本および収益の全部を金銭をもって受益者に交付し、受益者から受益権証書の返還を受ける(第2条, 3)。ただし、この場合、受託者が受益権の残存価格に相当する金銭の回収ができず、取戻した賃貸物件である信託設備を売却することも不可能なことが、万一あった場合には、信託財産を現状のまま受益者に引渡すことも妨げずと一応規定されている(第14条, 3)。しかし設備信託の受益者は、通常の場合、機関投資家であり信託財産の交付を受けても無意味であるから、この規定は信託を終了させるための便宜的な取決めであり、極力換価に努力するのが本則である。

このほかにも重要な規定がいくつかあるが、それらは賃貸借契約と連繋するものであるので、ここでは省略し、次項に委ねる。その他は事務処理上の規定である。なお、設備信託は営業信託であり、設備信託契約書の必要記載事項につき、信託業法施行細則第7条の定めるところに従うことが要請される。

### (3) 賃貸借契約

設備信託の受託者である信託銀行は、信託契約の定めにもとづいて、信託財産である設備の使用量との間に、賃貸借契約を締結し、賃借人が賃貸借の終了と同時に、その設備を購入することを条件に、信託財産を賃貸する。

賃借人の支払うべき賃借料は、設備の割賦購入代金と、延払い金利との合計額に相当する額である(第4条)。金利計算の基準となる元本は、未払割賦代金であるから、その計算の便宜上賃借料を元本部分と金利部分とに分解し、前者

## 設備信託について

を第一賃借料、後者を第二賃借料と呼んで区別する。賃借期間終了時の設備の購入代金は、信託価格より賃借期間中に既に支払った第一賃借料の累計額を控除した額となるが、添付資料の契約例では、最終購入代金を賃借期間中の第一賃借料累計額に加算した金額をもって第一賃借料支払総額と定め（第4条1, (1)、これから毎賃借料支払期に既に支払った第一賃借料の累計額を控除した額に対して、一定利率を乗じた額をもって第二賃借料とすると、表現している（第4条1, (2)）。かくして賃貸借期間の進行にともない、第一賃借料は契約上規定された定額を支払うが、第二賃借料は残存元本の減少とともに逡減することとなる。この点について、賃借料支払負担の均等化をはかる目的で、第一賃借料・第二賃借料の毎期支払合計額が均等となるよう、第一賃借料を当初少額とし、一定のスケジュール表にもとづいて第一賃借料が逡増するよう、規定する契約も少数例ではあるが見られる。

設備信託においては、使用者たる企業の会計上、賃借設備が固定資産に計上され、減価償却が可能であることについては、既に述べたところである。設備信託の財産が、延払割賦代金の担保として機能する点から見ると、未払い割賦代金残存金額が、常に信託設備の償却後残高を下廻っていることが必要である。したがって第一賃借料は、少なくとも理論的には、常に減価償却費を下廻ることのないよう定められるべきである。

民法の賃貸借の規定によれば、賃貸人は賃貸物の修繕義務があり（民法606条）、賃借人の賃借物に関する必要費用の償還義務がある（民法608条）が、設備信託における賃貸借契約においては、特約によりこの賃貸人の義務をいづれも免除し賃貸人が自ら負担することとしている（第5条、第23条）。この種の特約については判例・学説とも有効と解しており（来栖三郎「契約法」有斐閣法律学全集21巻312頁・317頁・前掲機械工業経済研究所報告書14頁）、設備信託の場合の賃借人は実質上の購入者であることから、不当性はない。

信託設備は、割賦代金債権の担保の役割を果すものであるから、損害保険を付することが不可欠である。この賃貸借契約においては、賃借人を保険契約者とし、賃貸人を被保険者とする保険契約を締結し、賃貸借期間中継続すること

を規定する(第13条)。車輛について生じた実際の損害額が保険金額をこえるときはその超過額は、賃借人の負担となる(第13条2)。

賃借人の倒産・設備の滅失など、賃貸借契約に規定する特定の事情が発生して、この契約の目的達成が不可能または著しく困難となったときは、賃貸人は賃貸借を期限前終了させることができる(第14条)。これによって賃貸借が終了したときは、期間満了の場合と同様、賃借人は設備を、残存割賦代金債務を対価として購入しなくてはならない(第15条)。この特約も通常の賃貸借契約の観念からすれば、苛酷な規定ということになるが、設備信託制度の趣旨・目的がもともと賃借人の最終購入にあるところから不当性はない。ファイナンス・リースにおいても、同様の場合に残存リース料相当額を損害金として支払うべき旨の特約をすることがあるが(神崎克郎「リース債権の担保化」金融法務事情795号5頁)、リースの場合、損害金を支払っても借主に物件は帰属しないことに比すれば、大きく相異なる点である。

実際問題として賃借人倒産の場合には、残存債務の支払能力はなく、賃貸人たる信託銀行は、そのような事態においては、賃借人の債務の保証人がある場合は、保証人によって債務を履行せしめる(第25条)。また、信託銀行は、賃借人または賃借人の保証人の自行における預金その他の自行に対する債権があれば、その弁済期限にかかわらず、賃貸借契約による賃借人の債務と相殺することができる(第16条)。これらの方法によって債権を回収できない場合、信託銀行は賃貸人として賃貸物件を賃借人から取戻して任意処分の上、弁済に充当することができる(第17条)。

設備信託の保証人が、保証引受の担保として賃借物件に抵当権を取得することは、賃貸人としては認める訳には行かない。しかし、保証人は保証債務を履行する方法として、設備信託の受益権を、機関投資家等の受益者より譲り受けることとすれば、賃借物件の給付請求権を取得することとなり、抵当権を設定した場合と同一の結果が得られる。

賃貸物件の賃借人からの取戻しについては、登記または登録すべき物件については信託による受託者への所有権移転登記または登録により、賃貸人の所有

## 設備信託について

権について第三者対抗要件が備えられることとなるが、登記登録制度のない動産設備については、信託の表示なしに善意の第三者にも対抗しうるとするのが通説であって、それでもなおネーム・プレート等により受託者の信託財産である旨を表示することが必要である点については、既に信託契約に関する箇所ですべてとおりである。

なお、設備信託の賃借人である企業が、会社更生法の適用を受けた場合、賃貸借契約は終了することができ（第14条1, (1)）、その場合、賃借人は残存元本（未払割賦代金相当額）価格により、賃借物件を購入しなければならないが、更生法による管財人は、同法103条により、双務契約について契約を解除するかまたは会社の債務を履行して相手方の債務履行を請求するか、いずれかを選択する権利を有するので、受託者と更生法による管財人間の合意により、賃貸借契約を解除せずに継続し、賃貸債権を共益債権とした事例もなくはない。

設備信託における賃貸借契約の規定としては、ほかに数多くの詳細な規定があるが、設備信託に特徴的な点の主なるものは、既に述べたとおりである。設備の種類によっては、賃貸借契約上特別の規定を設けるものがある。たとえば、船舶信託において共同海損に関する規定を設ける等がその例である（船舶に関する契約書の第14条）。

賃貸借契約の条件は、賃借物件の製造業者である設備信託の委託者にとって、信託目的達成上重大な利害関係があるので、委託者は賃貸借契約の末尾に、この契約を承認した旨を述べ、署名捺印することもある。

以上、設備信託を構成する基本協定・信託契約・賃貸借契約の内容について、一通り述べたが、現実の取引においては、さまざまな要因から、以上述べたように基本構成を原型として、いくつかの変型が施されて実施されることも多い。

そのうち、主として船舶や建物など登記制度のある設備財産について最近比較的利用される一つの変型について述べると、受託者が信託された設備を賃貸する代りに、ただちに使用者たる企業に売却してしまう。したがって、この変型においては賃貸借契約は存在せず、受託者は賃貸料の取立に代えて、売却代

金債権の取立てを行ない、この債権の担保として、原則として売却設備に抵当権を取得する（保証などの人的担保を徴求することも例外的にはありうる）。信託契約の期間は、債権取立の完了までであり、使用者は基本型の場合の賃借料と同様に、割賦代金及び金利の支払いを行なう。信託契約において受益権証書の発行が規定され、機関投資家に譲渡され、資金調達が行なわれる点は、基本型の場合と全く同じである。この型と基本型との大きな相異点は、基本型の場合は、設備の所有権が受託者に留保されるのに対し、この型では完全に使用者のものとなることである。これにともなって、賃借人の倒産の場合、保証人による弁済ないし預金との相殺によるほか、抵当権にもとづく設備物件の換価処分によって債権の回収をはかることとなる。この型の設備信託においては、契約は、基本協定・信託契約のほか、売買契約および売買代金支払債務にもとづく抵当権設定契約により構成される（なお、この型は登記制度のない種類の財産については適用していない。また、売主として売却設備に先取特権を有するので、これも担保としてつかえるわけであるが、実務上は利用していない）。

この型の便利な点は、受託者への所有権移転登記及び信託登記が省略され、使用者としては手続きが簡略化されることと、使用者が当該物件の担保余力の活用をはかることのできる点にある（後順位抵当権の設定）。ただし、債権回収確保の点では、基本型の方が一步優る場合があるとされている。

たとえば、使用者たる企業が会社更生法の適用を受けた場合、基本型の設備信託においては、受託者に所有権が留保されているので、賃貸設備の取戻権を持ち（会社更生法62条）、賃貸借契約は双務契約（会社更生法103条）として、更生管財人の職権により継続され、賃貸債権が共益債権となることも可能である。これに対して、変型の場合には、受託者に所有権は留保されておらず、抵当権等の担保を有するのであるから、割賦代金債権は更生担保権であり、取戻権はなく、更生手続きによる弁済を受けることとなる。

### 3 設備信託の現況

以上に、設備信託の仕組みについて、その大要を述べたが、次にその利用の

## 設備信託について

現況について、①当事者、②対象物件、③受益権者の三つの観点に分けて、概況をご報告したい。

### (1) 当事者（正確には関係人）

設備信託制度の当事者は、信託の委託者、受託者、および、信託財産たる設備の賃借人、並びにその保証人である。

信託の委託者は、設備の製造業者であるのが原則である。しかし、製造業者自体でなく、その製品の販売会社や、ディーラーとしての商社が代って委託者となることもある。

受託者は信託銀行および信託を兼営する都市銀行である。

信託設備の賃借人は、同設備を長期割賦により購入しようとする企業であるのが原則である。賃借人については賃借料の支払能力が問題であり、その信用に不十分な点があるときは、親会社が代って賃借人となり、実際の使用者が転貸を受けて転借人となることもある。また、信託財産が船舶である場合、船主と運航業者とが異なっているので、船主が賃借人となり、運航業者が転借して転借人となることが多い。リース会社のリース物件も、設備信託方式により製造業者より仕入れられることがあり、この場合は、リース会社が賃借人となり、さらにレシーが転借人となる。

保証人は、賃借人と製造業者との仲介業者で信用力の大きい商社が多くなるが多く、賃借人自体が一流企業であれば、保証人が立たない場合もある。

### (2) 対象物件

設備信託の対象は、当初鉄道車輛であった。これは、歴史的に、米国では古くから鉄道車輛について、設備信託方式が採用され、広く行われていたことと関連がある。わが国でも当初鉄道車輛について、この方式が検討され、昭和31年に第1号の設備信託が、鉄道車輛について実施された。その後大手私鉄各社がこの方式を採用するに至った。

その後、昭和36年に、設備信託方式が船舶に採用され、第1号の船舶信託が誕生した。船舶は、一船ごとに収支計算を行なうので、一物件に直結した設備信託方式は、船舶金融に最適の方式と評価されている。そして、現在金額的に

は、船舶信託が最も大きくなっている。

車輛、船舶以外の輸送用設備としては、航空機（ヘリコプター）、自動車（トラック、バス）等にも実績がある。

機械設備としては、医療機器（レントゲンなど）、電子計算機、印刷機械、建設機械、事務機械、その他工場機械装置などに適用されている。

不動産設備については、昭和37年、社宅用建物について設備信託方式を利用したのが最初で、事務所ビル、店舗、工場、倉庫、ガソリン・スタンド、ホテル、病院などにも利用されている。

ちなみに、昭和52年3月現在、信託業界が受託中の設備信託残高総額は、4,476億円であり、このうち、2,963億円（66%）が動産設備で、1,513億円（34%）が不動産設備となっている。

ファイナンス・リースが1兆5千億円以上の残高と推計されるのに比すれば、いまだ利用の程度が低いが、一件当りの金額は、リースの場合、約1千万円平均であるのに対し、設備信託については、一件当り金額約2億円で、船舶・車輛などとくに一件当りの金額の大きいものを除いても、約7千万円見当となっており、設備信託は比較的大型設備に利用されているといえる。今後この傾向は変わらないと考えるが、それでもなお設備信託は、いまだリースに比して開拓利用の余地が大きいといえよう。

### (3) 受益権者

設備信託の受益権者は当初は委託者である。委託者は、自己に帰属した受益権を、そのまま享受してもよい。委託者たる製造業者の資金事情が潤沢で、新規投資等の資金需要がなければ、延払い金利を受取って、そのまま受益権者の地位にとどまってもよく、とくに最近のように金融緩漫の際は、その例なしとしない。しかし、本来設備信託は、金融手段として行なわれるものであるから、通常の場合、受益権は、当初の受益権者である委託者から、機関投資家等に譲渡される。このほか、設備信託の受益権は、受託者の承諾を得て、これに質権を設定し、銀行借入の担保することも可能である。設備信託の初期に、機関投資家による投資が未だ充分行なわれなかった頃、たとえば車輛信託の受益権を

## 設備信託について

担保として、長期信用銀行が貸付を行なったこともある。しかし現在では、設備信託の受益権に対する投資需要は極めて旺盛であり、受益権担保による貸出はほとんど行なわれていない。

設備信託の受益権に対する最大の投資家は年金基金である。企業の従業員に対する退職年金制度は、昭和37年の税制適格退職年金の制度が税法上認められるようになってから本格化し、さらに、昭和41年、厚生年金基金制度（いわゆる調整年金）の発足により、一段と発展をみるに至った。これら年金制度による積立金は、信託ないし保険の機関によって受託され、運用されるが、信託の場合、設備信託の受益権は、格好の投資物件となっており、その投資需要に対して設備信託の受益権の供給が不足し、設備信託の受託促進が要請されるほどの状況となっている。年金基金のほかにも、他の機関投資家からの需要もあるが、年金基金が最大のシェアを占めている。

設備信託の発展のためには、受益権に対する需要の存在することが必要な前提となるが、この点では、設備信託の発展上の支障はなく、むしろ常に設備信託受益証券の供給不足の状況にある。設備信託が前述の如く4千億円を超える残高を持ち、累計とすれば優に1兆円を超える実績を持ち得たのは、年金基金という巨大な資金供給者の存在があったからである（52年3月末現在、年金信託基金残高2兆円）。

## 4 米国における設備信託

以上、わが国における設備信託の現状について、大要の報告を終えたが、その原型となっている米国の設備信託について、英米法御専攻の会員もおられるので、簡単に触れてみたい。

米国においては、設備信託はエクイップメント・トラスト(Equipment Trust)と称せられ、主として鉄道車輛を対象として発展して来たが、航空機、船舶などにも一部適用されている。

設備が製造業者によって製造されると、受託者となる信託機関に移転し、受託者から使用者に賃貸され、賃貸の終了と同時に、使用者が設備を取得するこ

ととなる点で、基本的構成は、わが国で現在行なわれている設備信託と同様である。ただし、賃貸期間が、わが国の場合、平均5年ないし10年<sup>(1)</sup>が中心であるのに対して、米国ではより長期で通常10年ないし15年におよんでいる（米国銀行家協会信託部会編「アメリカの信託業務」東洋経済新報社329頁）。また、わが国の設備信託受益権証券にあたる設備信託証券（Equipment Trust Certificate）は、一定の条件の下に1933年の有価証券法の下での有価証券と認められている。

（D. M. Street: Railroad Equipment Financing, Columbia University Press, 1959, p. 67）。そして、投資銀行（Investment Bank）による設備信託証券の一括買取りが行なわれ、投資銀行の手により、個人<sup>(2)</sup>ならびに法人投資家に対し、競争入札の方法により売却されている（日本生産性本部・第一次信託視察団報告書245頁）。このように、設備信託証券について、社債と同様の発行方式がとられ、証券界に流通している点は、わが国の設備信託との大きな相異点といえよう。

米国において設備信託方式が鉄道車輛について考案され、最初に実施されたのは、1868年フィラデルフィアにおいてであるという（日本生産性本部・前掲書237頁）。

米国においては、社債発行会社は、担保付社債発行約款において、社債発行後会社が取得する財産にも担保権が及ぶ旨の条項（Afteracquired property clause）を設けるのが通常であるので、新規設備を購入するに際して、これを担保にして金融を受ける障害となっている。そこでこれを避ける方法として、英米法上のコンディショナル・セールス（Conditional Sales）の方法により、企業が設備を買入れ、設備の所有権は製造業者から受託銀行に信託され、企業がこの信託設備の未払買入代金相当額の設備信託証券を発行し、その代り金が製造業者に支払われる方法が考案された（この方法は、おそらく最初に行なわれた地名をとってニューヨーク・プランと呼ばれる）。この方法では、設備信託証券は企業によって発行され、受託銀行は発行者ではなく、その認証（authenticate）するだけであるところが特徴的である。

ところで、このコンディショナル・セールスによる所有権の留保という考え方は、州によって認める州と認めない州があり、フィラデルフィアの属するペ

## 設備信託について

ンシルヴァニア州では、これを認めず、コンディショナル・セールスによって設備を取得し、頭金を払ったときは、買主は即時所有権を取得するものとし、売主に所有権を留保する契約は無効であり、売主に所有者としての排他的な取戻し権はないとする判例があった<sup>(9)</sup>。そこでこれを避けるため、設備を製造業者が受託銀行に信託した後、賃借を受ける形とし、設備信託証券は受託者自らが発行する方式が、フィラデルフィアのある実業家によって考案された。したがって、この方式は通常フィラデルフィア・プランと呼ばれている(D. M. Street 前掲書, Ch. III p. 21~43)。

米国においては、設備信託証券は主として鉄道車輛について行なわれているが、米国の鉄道車輛はゲージが統一され、全国的に相互乗入れが自由に行なわれる慣行となっているので、換価性が高く、担保として優れているので、設備信託証券は比較的高い格付けのされた証券として取引されており、利廻の面でも発行者に有利な条件となっているということである(日本生産性本部・前掲書245頁)。

最近の米国における設備信託の状況については、方式の上でも多様なヴァリエーションが出て来ているようである。

その一例として、Assigned Lease Financing とか、または Leveraged Lease Transaction などと呼ばれる方式が行なわれている。この方式では、製造業者は、使用者たる企業から受注し製造した設備を、オーナーと呼ぶ第三者に売却する。オーナーとなるのは通常銀行、銀行持株会社、リース会社、商品販売金融会社などで、単独あるいは共同で所有者となる。購入に当って所有者は20%ないし25%の頭金を払込む。オーナーはこの購入設備を「オーナー受託者」に信託し、「オーナー受託者」は受託設備を担保とする設備信託証券ないし借入証券を発行する。一方「オーナー受託者」とは別に「インデントチャー受託者」ないし「レンダー受託者」と呼ばれる受託者が、もう一つ設けられ、この「インデントチャー受託者」が設備の上に担保権を取得する。そして「オーナー受託者」の発行した証券を投資銀行を通じて投資家に販売して購入価額の80%ないし75%にあたる未払い代金を調達し、製造業者に支払う。「オーナー受託者」

は受託設備を使用者にリースする。リースであるから、レシーは、リース期間終了時に、公正価格で買取るか、リースを継続するかの選択権をもつ。「インデューチャー受託者」は、レシーからリース料を取立て、設備信託証券投資家に分配する。レシーの債務不履行があったときは、「インデューチャー受託者」が担保権を行使する。

この方式の特徴は、①オーナーが存在する。②その結果として、「オーナー受託者」と「インデューチャー受託者」との利害が対立するので、別々に設けられることである。ただし、②の点については、一受託者が双方を兼ねることもできるが、債権者の利益を優先して行動する旨の特約を設けた場合に限られる。

この方式でのオーナーは、リース期間中、設備の所有者として償却費を計上することができ、法人税の節税をはかることができる。

以上、米国における設備信託について、概観を試みたが、これをより深く理解するためには、米国における商取引法、担保法、破産法等についての広範な基礎知識が必要であることを痛感する。この面における専門家によって、米国における設備信託の、より進んだ研究が行なわれれば有益であろう。

- (1) ただし、不動産は10～15年、20年もある。
- (2) 最近では、個人は少なくなり、主として機関投資家を買入れている。
- (3) 現在では、ペンシルヴァニア州でも、コンディショナル・セールスは可能となっている。

(三井信託銀行信託部長)

## 車輛信託基本協定書

〇〇電鉄株式会社（以下甲という）、△△車輛製造株式会社（以下乙という）および三井信託銀行株式会社（以下丙という）は、三者間の合意により、次の事項を協定した。

### （車輛の信託）

第1条 別途甲、乙間で締結した昭和 年 月 日付車輛製造契約書に基づき、末尾記載の車輛（以下車輛という）を製造し、その管理処分を目的として丙に信託し、乙丙間に「車輛信託契約」を締結する。

### （車輛の賃貸および売却）

第2条 1. 丙は車輛の信託を引受けた後、直ちに甲に対し賃貸し、甲丙間に「車輛賃貸借契約」を締結する。  
2. 前項の「車輛賃貸借契約」における賃貸借期間満了のとき丙は、車輛を甲に売却し、甲はこれを購入する。

### （車輛の引渡し）

第3条 前二条に定める車輛の信託および賃貸のための車輛の引渡しは、あらかじめ甲乙丙が協議して定める時期および場所において、甲乙丙三者立会のもとに同時に行ない、書面をもってこれを証する。

### （瑕疵担保責任）

第4条 車輛の引渡し完了後、車輛につき瑕疵が発見されたときは、その補修損害賠償等については、甲、乙間で締結された第1条記載の車輛製造契約書によるものとし、丙はその責任を負わない。

### （損害負担）

第5条 第3条に定める車輛の引渡し後、車輛について天災地変その他乙または丙の責めに帰することのできない事由により生じたいっさいの損害につい

ては、甲が負担する。

(手続きおよび諸費用の負担)

第6条 車輛に関する信託の表示その他の手続きは甲が行ないその費用は  
いっさい甲が負担する。

(保証人)

第7条 ○○○○は、甲丙間で締結される「車輛賃貸借契約」に基づいて甲が  
丙に対して負担するいっさいの債務について保証人となり甲と連帯して債務  
履行の責めを負う。

(協議事項)

第8条 前各条に定めるもののほか必要な事項については、協定者相互間で協  
議決定する。

この協定書は、正本3通を作成し、協定者は、各1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 ○○電鉄株式会社

乙 △△車輛製造株式会社

丙 三井信託銀行株式会社

保証人

車 輛 の 表 示

車輛形式	番 号	製 作 者	両 数	製作年月	製作価額

## 車輛信託契約証書

昭和 年 月 日

委託者 △△車輛製造株式会社

受託者 三井信託銀行株式会社

### (信託の要項)

第1条 委託者は、末尾記載の車輛（以下車輛という）を次の要項により受託者に信託し、受託者はこれを引受けた。

- (1) 信託の目的 車輛の管理処分
- (2) 当初信託財産の種類・数量・価額 末尾記載のとおり
- (3) 信託の期間 昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで
- (4) 信託の計算 毎年 月 日から 月 日までおよび 月 日から翌年 月 日までを計算期間とし、受託者は各計算期末に受益権毎に当該期の収支計算書を作成し受益者に報告する。信託が終了したときは受託者は、受益権毎に最終計算書を作成し、受益者の承認を得る。この場合最終計算期以前の収支計算は、記載を省略することができる。
- (5) 元本および収益の交付 受託者は、元本および収益を毎計算期の翌日以降および信託終了日の翌日以降に受益者に対し金銭をもって支払う。ただし第3条第1項ただし書により受益権が分割されている場合、売却代金および第一賃貸料相当分の元本は、元本交付日の到来した受益権から順次その受益者に対し金銭をもって支払う。

- (6) 受益者 信託元本および収益の当初の受益者は、委託者とする。

(受益権証書)

- 第2条 1. 受託者は、この契約の受益権を証するため受益権証書を作成し、受益者に交付する。
2. 受益権証書は、分割して作成することができる。
3. 受益者は、受益権証書を各受益権に係る最終信託元本または第14条に定めるこの契約の解除により交付されるべき信託財産と引換えに受託者に返還する。

(受益権の譲渡質入)

- 第3条 1. 受益者は、この契約による受益権を受託者の承諾を得て一括または分割して譲渡または質入することができる。ただし、受益権を分割して譲渡する場合、分割後の各受益権に係る最終元本交付日を一樣に信託期間満了日の翌日とすることなく、それぞれ各計算期の翌日とすることができる。
2. 前項ただし書の場合、分割後の各受益権に係る最終元本および当該元本に対する収益の交付を受けた受益者は、以後受益者として地位を失う。

(車輛の管理処分)

- 第4条 1. 受託者は、第1条第1号の信託目的に従って〇〇電鉄株式会社(以下賃借人という)に対して車輛を賃貸し、賃借人との間に「車輛賃貸借契約」を締結する。車輛の賃貸期間満了のとき、受託者は、車輛を賃借人に売却する。
2. 前項の規定にかかわらず受託者は、受益権保全上必要と認めるときは、「車輛賃貸借契約」を解除し、車輛を他に賃貸しまたは売却することができる。この場合賃貸または売却の相手方、時期、価額その他の条件については、受託者が適当と認めるところによる。

(車輛の転貸)

- 第5条 受託者は、賃借人から車輛の転貸の申出があったときは、これを承諾することができる。

## 車輛信託契約証書

### (信託の表示)

第6条 車輛については、受託者の定める様式により信託財産である旨の表示を付する。

### (信託元本および収益)

第7条 この契約においては、車輛、その売却代金、賃貸料中の第一賃貸料および車輛の代償として取得した財産を信託元本とし、賃貸料中の第二賃貸料その他信託財産から生ずる利益を収益とする。

### (車輛の保全補修)

第8条 賃貸中の車輛の保全および補修は、賃借人に負担せしめ、受託者は、委託者および受益者に対してその責めを負わない。

### (車輛の保険)

第9条 受託者は、賃貸中の車輛について賃借人をしてその負担において保険を付せしめる。

### (公租公課)

第10条 賃貸中の車輛に関する公租公課は、賃借人に負担せしめる。

### (諸費用の負担)

第11条 1. 受託者は、この契約に基づく信託事務処理に必要な諸費用、それらの立替金および立替金利息ならびに受託者が信託事務処理上受託者に過失なくして受けた損害については、これを信託財産から支弁もしくは取得することができる。

2. 前項の立替金利息は、年14%の割合とする。

### (善管注意義務)

第12条 受託者は、この契約に基づく信託事務について善良な管理者の注意を怠らないかぎり、原因のいかんにかかわらずいっさいの損害について責めを負わない。

### (信託財産に属する金銭の運用)

第13条 受託者は、信託財産に属する金銭を受益者に交付するまでの間運用を同じくする他の信託財産と合同してまたは単独に貸付金、手形割引、預金、

コールローンまたは有価証券に運用することができる。

(信託契約の解除)

- 第14条 1. この契約は、信託期間中これを解除することはできない。ただし、受託者は、信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難と認めた場合は、この契約を解除することができる。
2. 前項によりこの契約を解除したときは、受託者は、信託財産を金銭をもって受益者に交付する。ただし、解除したときの信託財産の価額が残存受益権元本価額および前計算期から解除時までの収益の合計額をこえる場合は、受託者はその超過額を賃借人に交付する。
3. 前項の場合において受託者が信託財産を金銭に換価することが不可能または著しく困難もしくは受益者のために著しく不利益であると認めたときは、信託財産を現状のまま受益者に引渡すことを妨げない。
4. 第1項による契約の解除によって生じた損害については、受託者は、いっさいの責任を負わない。

(信託契約の終了)

第15条 この信託の元本および収益の全部を金銭をもって受益者に交付したときは、この契約は期間満了前といえども終了する。

(信託報酬)

- 第16条 信託報酬は、信託元本の価格に対し、年 %の割合とし、各計算期末および信託終了のときに、受託者は信託財産の中から差引き受領する。ただし委託者に対し、その一部または全部を請求することができる。
2. 前項の信託報酬の割合については、受託者は一般に相当と認められるところにより変更することができる。

(使用印鑑の届出)

- 第17条 1. 委託者は、受益者その他この信託契約の関係者は、あらかじめ受託者に印鑑を届出なければならない。
2. 受託者が受取証その他の書類に押捺された印影を前項の届出印鑑と照合し、相違ないものと認めて信託財産の交付その他の処理をしたときは、事情のい

### 車輛信託契約証書

かんにかかわらず受託者は、それによって生じた損害については、いっさいの責めを負わない。

(受託者に対する届出事項)

第18条 次の各号の場合には、委託者または受益者は、遅滞なく受託者に届出て所定の手続を行なう。この届出が遅れたために生じた損害については、受託者はいっさいの責めを負わない。

- (1) 名称、組織、所在地、代表者、代理人および届出印章の変更。
- (2) 契約証書、受益権証書または届出印章の喪失。
- (3) その他この契約に関して重要と認められる事項。

この契約を証するため、証書 通を作成し、委託者および受託者は各 通を保有する。

### 車 輛 の 表 示

車 輛 形 式	番 号	製 作 者	輛 数	製 作 年 月	製 作 価 額

書 式 3

### 車輛貸貸借契約証書

昭和 年 月 日

貸貸人 三井信託銀行株式会社

賃借人 ○○電鉄株式会社

(車輛の貸貸借)

第1条 貸貸人は、△△車輛製造株式会社との間に締結した昭和 年 月 日

付車輛信託契約証書に定める信託目的に従い末尾記載の車輛（以下車輛という）を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを借受けた。

（賃貸借期間）

第2条 車輛の賃貸借契約期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

（信託の表示）

第3条 1. 賃借人は、この契約期間中、車輛に信託財産である旨の表示板または標識を付する。

2. 前項の表示板または標識の形状、内容、位置等については、賃貸人の指示に従う。

3. 賃借人は、この契約期間中表示板または標識について、自己の負担において必要な保全および補修をしなければならない。

（賃借料）

第4条 1, 車輛の賃借料は、第一賃借料と第二賃借料の二種類とし、その支払方法は、次のとおりとする。

(1) 第一賃借料の支払総額は、金 円也とし、昭和 年 月 日を第 回として、以後毎年 月 月 月および 月の各 日にそれぞれ金 円也あて分割して支払う。

(2) 第二賃借料は、第一賃借料の支払総額または既に支払った第一賃借料の累計額を控除した額に対し年 %（年 365 日 日割計算）の割合により計算した額とし第一賃借料の支払日にその日までの既往 か月分を後払いする。

ただし、金融情勢の変化その他相当な事由がある場合には、賃貸人、賃借人協議のうえ変更することができる。

2, 賃借料の支払日が休日にあたる時は、その直前営業日に支払日までの賃借料を支払う。

3. この契約期間中、車輛の使用不能または使用停止期間も理由のいかんにかかわらず賃借料の計算期間に算入する。

## 車輛賃貸借契約証書

### (車輛の保全補修)

第5条 賃借人は、車輛についてこの契約期間中自己の負担において必要な保全補修をしなければならない。

### (車輛の改装および構造の変更)

第6条 賃借人は、賃貸人の承諾を得て自己の負担において車輛を改装しまたはその構造を変更することができる。

### (付加物の所有権)

第7条 前二条により、賃借人が車輛に付加したものは、すべて車輛と一体となって賃貸人の所有に属する。

### (権利の譲渡および車輛の転貸)

- 第8条 1. 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、この契約上の権利を第三者に譲渡し、または車輛を転貸することができない。
2. 賃借人は、賃貸人の承諾を得て、この契約上の権利を第三者に譲渡し、または車輛を転貸する場合においてもこの契約から生ずる賃貸人に対する責任を免れることができない。

### (通知義務)

第9条 次の各号の場合、賃借人は遅滞なく賃貸人に通知し必要に応じ協議しなければならない。

- (1) 車輛について原因のいかんにかかわらず変更、毀損、価額の減少等があったとき。
- (2) 車輛が第三者に損害を与える事態が生じたとき。
- (3) 車輛について権利を主張する者があるとき。
- (4) 第18条第1項各号に掲げる事態が生じたとき。

### (損害負担)

- 第10条 1. 車輛について賃貸人の責めに帰することができない事由により生じた毀損等いっさいの損害については賃貸人の負担とする。
2. 前項の損害が生じたときは、賃借人は、賃貸人の同意を得て、自己の負担において車輛の修理を行ないこれを損害発生直前における完全な状態に復旧

しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第11条 車輛が第三者に与えた損害については、その原因のいかんにかかわらず、賃借人がその損害賠償の責めに任じる。

(公租公課の負担)

第12条 車輛に対する公租公課は、賃借人が負担する。

(車輛の保険)

第13条 車輛の保険については、次の各号による。

(1) 賃借人は、車輛について自己の負担において賃借人を保険契約者とし賃貸人を被保険者とする保険契約を締結し、この契約期間中、これを継続する。

なお、保険の種類、保険金額および契約保険会社については賃借人は、賃貸人の指示に従う。

(2) 車輛について生じた実際の損害額が保険金額をこえるときは、その超過額は、賃借人が負担する。

(3) 賃貸人は、受領する保険金について賃借人から車輛の復旧のため支弁する費用として受領の請求があり、必要と認めたときは、これを受領のうえ賃借人に交付するか、また直接受領するための委任状を交付する。

(4) 賃借人は、保険契約締結後原本と相違ない旨の保険会社の証明印ある保険証券写を賃貸人に提出する。

(5) 賃貸人は、車輛の保全のために必要と認めたときは、賃借人に代って保険契約を締結し、継続することができる。

(6) 前号において賃貸人が支払った保険料および付帯実費に対し賃借人は、年14%の割合の損害金をつけて賃貸人に支払う。

(賃貸借の期限前終了)

第14条 1. 次の各号の場合には、賃貸人の請求によってこの契約による車輛の賃貸借は終了する。

## 車輛貸借契約証書

- (1) 賃借人において仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、和議開始、会社整理開始もしくは、会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
  - (2) 賃借人が公租公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
  - (3) 賃借人が支払を停止したとき。
  - (4) 賃借人において手形交換所の取引停止処分があったとき。
  - (5) 賃借人がこの契約その他貸借人とのいっさい取引約定の一にでも違反したとき。
  - (6) 保証人において、第1号、第2号、第3号、第4号に定める事態が生じたとき。
  - (7) その他この契約の目的達成が不可能または困難となったとき。
2. 賃借人は、やむを得ない事情があるときは、貸借人の承諾を得て、貸借借を終了させることができる。
  3. 前項の場合、貸借人は、その被った損害について賃借人に請求することができる。

### (車輛の購入等)

- 第15条 1. 第2条もしくは前条第1項または第2項によりこの契約による車輛の貸借借が終了したときは、賃借人は次項の購入価額で車輛を購入するか、購入価格相当額から貸借人が受けた補償金または保険金額を差し引いた額を直ちに貸借人に支払わなければならない。
2. 前項の車輛の購入価額は、購入時における第一賃借料の支払総額から既に支払った第一賃借料の累計額を控除した額とする。
  3. 第1項の支払いが完了したときに、車輛の所有権は貸借人から賃借人に移転する。

### (債権の相殺)

- 第16条 貸借人は、賃借人が第4条による賃借料、前条による購入代金その他この契約により賃借人が貸借人に対して負担するいっさいの債務の一つでも

所定の期日に支払わない場合、賃借人または保証人の賃貸人に対する預金その他の債権をその弁済期限のいかんにかかわらずこの契約による債権と相殺することができる。

(契約の解除)

- 第17条 1. 賃借人が第14条第1項の第1号から第5号、ならびに第7号の一つにでも該当した場合または第15条による購入代金を支払わなかった場合には、賃貸人はこの契約を解除し、車輛の返還を求めることができる。
2. 前項の場合、賃借人は、賃貸人の請求により直ちに車輛を賃貸人または賃貸人が指定する者に引渡さなければならない。この引渡しが遅滞したときは、引渡しが完了するに至るまでの期間、賃借人は購入代金相当額に対し年14%の割合による損害金を賃貸人に支払わなければならない。
3. 第1項の場合賃貸人は、返還を受けた車輛の価額が第15条に規定する購入価額に満たない場合は、その差額を賃借人に請求することができる。

(車輛の保険金および補償金の処理)

第18条 1. 次の各号の場合、賃貸人は車輛について支払われた保険金補償金その他これらに類似するいっさいの金銭をこの契約により賃借人が負担する債務の弁済に充当することができる。

(1) 車輛が滅失、毀損等により修繕不能となったとき。

(2) その他この契約の目的達成が不可能または著しく困難となったとき。

(賃貸人の調査)

- 第19条 1. 賃借人は、毎決算期に営業報告書、貸借対照表および損益計算書等を賃貸人に提出する。
2. 賃貸人は、必要と認めたときは、何時にても賃借人に対して車輛の状況報告書等の提出を求めまたは車輛の状況を調査することができる。

(車輛明細書の閲覧)

第20条 賃借人は車輛明細書を賃借人の本店に備え、賃貸人または利害関係人の請求があるときは、その営業時間中何時にても閲覧または謄写に供しなければならない。



契約を証するため、証書正本1通を作成し貸貸人が保有し、賃借人および保証人は、それぞれ副本を保有する。

昭和 年 月 日

車 輛 の 表 示

車 輛 形 式	番 号	製 作 者	両 数	製 作 年 月	製 作 価 額

昭和 年 月 日付車輛信託契約証書第4条第2項の規定によりこの契約を承認した。

昭和 年 月 日

委託者

△△車輛製造株式会社